

厚生労働省  
広島労働局発表  
令和8年9月11日

報道関係者 各位

担  
当

広島労働局労働基準部賃金室  
室長 村上 勝彦  
賃金指導官 檀上 昌浩  
電話 (082-221-9244)

## 広島県最低賃金の改正について

～ 令和8年10月11日から1,141円（時間額）へ ～

広島労働局長（宮原真太郎）は、広島県最低賃金を現行から56円引き上げ、時間額1,141円に改正することを決定し、本日、官報に公示しました。

改正された最低賃金額は、令和8年10月11日から、広島県内の労働者に適用されることになります。

政府では、賃金引き上げに向けた支援策を設けており、広島労働局HPの賃金引き上げ特設ページには、各種支援策を掲載しております。

### 広島県最低賃金額の推移

|      | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  |
|------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 時間額  | 930円  | 970円  | 1,020円 | 1,085円 | 1,141円 |
| 引上げ額 | 31円   | 40円   | 50円    | 65円    | 56円    |
| 引上げ率 | 3.45% | 4.30% | 5.15%  | 6.37%  | 5.16%  |

#### 賃金引き上げ支援策等のご紹介

広島労働局HPの賃金引き上げ特設ページ ⇒



#### 賃金引上げ支援機関のご紹介

- 助成金関係は  
⇒ 広島働き方改革推進支援センター（TEL 0120-610-494）
- 生産性向上関係は  
⇒ 広島県よろず支援拠点（TEL 082-240-7706）